

各種研修会・講演会等での託児室設置に係る助成事業規約

1. 目的

各種研修会・講演会等に対し託児室の設置を推進し、またその費用を助成することにより、育児中の医師に対し、その参加機会を拡大することを目的とする。

2. 事業内容

各種研修会・講演会等での託児室の設置に当たり、青森県医師会が下記について主催者を代行し、その費用を負担する。

- 1) 保育事業者の手配と連絡
- 2) 傷害保険の契約に係る事務手続きと交渉

3. 対象とする研修会・講演会等

県内で開催される、原則として医師を対象とした研修会・講演会等で

- 1) 本会が共催、後援するもの
- 2) 郡市医師会等が主催、共催、後援するもの

4. 対象とする託児室利用者

- 1) 育児中の医師
- 2) 医師ではない育児中の医療従事者で発表または運営に携わる者

5. 助成する費用

下記について本会がコーディネートし、その実費を負担する。

- 1) 保育を依頼する保育事業者にかかる費用（日当・交通費）
- 2) 託児を受ける子どもに対する傷害保険料

（傷害保険）

損害保険ジャパン株式会社と本会との保険契約（記名式保険）

- ・ 補償内容：死亡・高度障害 7,150,000 円、入院 9,000 円、通院 5,000 円
- ・ 1人当たり保険料：500 円（託児2日間まで）

- 3) 託児室設置費用

保育事業者にかかる費用、傷害保険を除く託児室設置費用は、1回の申請につき上限30,000円、かつ年間上限200,000円を助成の限度額とする。

- 4) 1～3までの費用のうち会議以外の懇親会等の時間帯に係るものについては、本会では負担しない。

6. 助成の申込方法

「研修会・講演会等に係る託児室設置費用助成申請書」（様式1）、後援申請書（任意様式）、プログラム等（会議詳細が分かる書類）を作成し、開催日2か月前までに直接または郡市医師会等を経由して本会に提出する。

7. 審査

本会常任理事会において審査を行い、助成の可否を決定する。

8. その他

1) 託児を受ける子どもに対する傷害保険について

傷害保険は記名式保険となるため、託児を希望する医師は「学術講演会等託児申込書」（様式2）にて託児を受ける子どもの氏名等必要事項を記入し、開催日の2週間前までに本会へ送付すること。

2) 託児室の確保について

助成申込前に託児室設置希望場所へ連絡のうえ、託児室を確保すること。



青森県医師会



研修会・講演会等の 託児室設置助成 申請の流れ

STEP
1



【開催2か月前】

下記QRコードのフォームから申請
※託児室の確保は申請者にてお願いします。



STEP
2



【申請承認後、開催2週間前】

「学術講演会等託児申込書」を提出
託児室利用者がいない場合、キャンセルを連絡



STEP
3



【開催終了後】

立替費用（託児室部屋代、シッター代等）が
ある場合、青森県医師会に請求
※研修会・講演会1回につき3万円を上限に助成

青森県医師会ワークライフバランス推進室

<https://ishi-ouen.com/>

QRコードから託児室設置助成申請受付中



託児施設設置費用を 助成しています

青森県医師会では育児中の医師が研修会・講習会に参加しやすい環境を整備するため、託児施設設置費用を助成しています。

助成内容

託児室設置費用
(ホテル部屋代等)

育児サポーター費用
(シッター日当等)

傷害保険料

対象となる研修会・講演会

青森県医師会が共催、後援するもの
郡市医師会が主催、共催、後援するもの

お子様の体調不良などで、託児を当日キャンセルされる場合でも費用をご負担頂くことはありませんので、お気軽にお問合せ下さい。

青森県医師会

☎ 017-723-1911



／ ホームページは
こちらから
＼

ホームページのフォームから申し込むこともできます。